1　高度医療評価制度・先進医療診療実施数

解説

高度医療評価制度・先進医療診療とは，新しい治療法や検査法が研究・開発され，その効果が認められて保険適応になるまでの間，医療保険と併用で診療されています。これらは厚生労働省の指定であり，認定には十分な実績と計画を必要とします。
保険診療の枠内のみの医療だけではなく，高度な医療へ積極的に取り組み，高い技術を持つ医療スタッフと十分な設備が整っていること，すなわち保険診療の枠組みを超える，大学病院の先進的な診療能力を表す指標です。実施数のみならず，高度医療評価制度あるいは先進医療診療として認可された件数も重要です。

実績

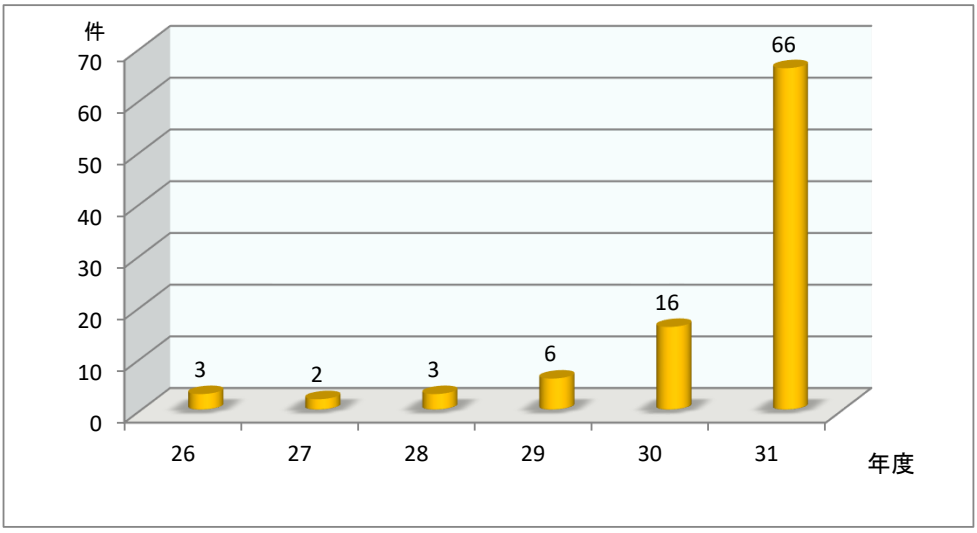

自己点検評価

先進医療は，対象となる適応症が定められており，患者さんの選択により行われる治療です。また，2年に1度の診療報酬改定時に保険導入等の再評価が行われるため，先進医療件数が変わってきます。これらにより，実施件数の増加は課題となっています。 但し，解説にあるとおり，先進医療の認可数も重要であり，令和元年度に認可を受けていた先進医療は，8件です。
【令和元年度の先進医療届出状況】
①十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテーラーメイドのがんワクチン療法
②パクリタキセル静脈内投与（一週間に一回投与するものに限る。）及びカルボプラチン腹腔内投与（三週間に一回投与するものに限る。）の併用療法
③放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法
④内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術
⑤テモゾロミド用量強化療法
⑥ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法
⑦MRI撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法
⑧抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

定義

対象年度1年間の，高度医療評価及び先進医療診療の実施数。
なお，一連のものについては一連の診療をもって1件とします。

算式

実数